## 【1980 年 1 月 】公費負担医療に関する行政監察結果に基づく勧告 行政管理庁

## 公費負担医療に関する行政監察結果に基づく勧告 昭和 55 年 1 月

行 政 管 理 庁

## 前書き

- 1. 公費負担事業の体系の見直し
- (1) 結核医療等の再検討
- (2)公費優先適用事業の再検討
- (3) 所得制限の実施及びその基準の整序
- 2. 事務運営の適正化、効率化
- (1)適用審査事務
- (2)所得審查事務
- (3) 公費の審査支払及び過誤調整
- 3. 老人医療費無料化の実態

(1~2は省略)

## 3 老人医療費無料化の実態

国がその費用の一部を負担する老人医療費支給制度(以下「寿制度」という。)は、昭和 48 年に発足し、従来老人が自己負担していた医療保険の給付残について公費の支給が行われることとなり、老人はその必要とする医療を安心して受けられるようになった。

しかしながら、現行の老人の保健医療に関する諸制度は、医療費保障に偏重し、一貫した保健サービスが欠如しているなどの問題があるほか、老人に要する医療費の増加を招き、医療保険財政、特に、老人加入割合の高い国民健康保険財政に多大の影響を与えている。また、今後においても、急激な人口老齢化の進展に伴い、老人に要する医療費は一層増大するものと予想されることから、効果的な老人保健医療対策の早急な確立に関する要請は、ますます強まっている。

今回、地方公共団体の単独事業を含む老人医療費支給制度の実施に伴う老人の受診状況 等をみたところ、次のとおり、老人医療費無料化に伴い、受診率は相当程度増加し、医療 費も増大傾向にあるなどの実態がはあくされた。

34市区町において、地方公共団体の単独事業を含む老人医療費支給制度の受給資格発生年齢を基準年齢として、基準年齢直前の者と基準年齢の者との1年齢差間における受診率等を対比すると、後者の方が受診率では22.6%、1人当たり受診日数では34.4%、1人当たり総医療費では47.9%それぞれ増加している。また、基準年齢の者と基準年齢

2年目の者とについて対比すると、後者の方が受診率では 8.7%、1 人当たり受診日数では 14.3%増加しているが、1 日当たり医療費は 14.1%減少しているため、1 人当たり総 医療費は 1.9%減少している。

27 市町において、地方公共団体の単独事業を含む老人医療費支給制度の受給資格取得者について、受給資格取得前後各 6 か月間の受診行動を対比すると、入院者が 2.3 倍になっているほか、全体としての受診率は 37.3%、1 人当たり受診日数は 62.0%増加しており、1 人当たり総医療費は倍増している。

34 市区町において、通院していた寿制度の受給者約1万9,000人を抽出して、1か月間の通院日数をみると、5日以下の者は68.5%、6日以上10日以下の者は18.8%、11日以上の者は12.7%、このうち21日以上の者は3.5%(31日以上の者は0.6%)であり、1人当たり平均受診日数は5.6日となっている。特に受診日数の多い者をみると、その中には同一又は類似の疾病につき複数の医療機関で受診している者等が含まれている。

34 市区町における寿制度の受診 1 件当たり公費給付額は、5,832 円であり、公費給付額別の受診件数の分布をみると、1 万円以上のものが 11.6%、このうち 3 万円以上のものが 5.2%あり、他方、2,000 円未満のものが 35.7%、このうち 500 円未満のものは 6.0%となっている。

国立療養所、公的病院等 17 医療機関に 6 か月以上長期入院している寿制度の受給者 551 人中 55 人(10.0%)は、退院可能者であるが、家族の引取り拒否、家族の介護困難、特別養護老人ホームの空床待ち等を理由に退院を延期している者である。

34 市区町における国民健康保険(以下「国保」という。)の被保険者に占める寿制度の受給者の割合は、6.8%であるが、これに要した医療費は、総医療費の24.%となっている。

27 国保保険者(市町)のうち、昭和 52 年度における寿制度の受給者 1 人当たり総医療費が低額である 3 保険者について、老人保健指導事業の実施状況をみると、健康教育、健康相談、在宅訪問指導等を積極的に行っている。

4 市町における寿制度の受給者 180 人を抽出して、本人、扶養義務者等の所得状況を みると、55.6%は所得税非課税世帯に属する者であるが、残りの 44.4%の者は所得税課 税世帯に属している。

都道府県の中には、単独事業により実施している老人医療費支給事業の所得制限額を家計調査による平均収入額まで引き下げたところがあるが、受給資格を喪失した者のうち 10 人について、資格喪失前後各 5 か月間の受診状況をみると、喪失後においては、受診件数、医療費等は著しく減少している。

したがって、厚生省は、以上のような状況を踏まえつつ、老人医療費支給事業については、真に医療を必要とする老人に対して適切な給付を確保するとともに、今後の老齢化社会を展望する観点に立って、現行制度の見直しを行い、効果的な老人保健医療対策を確立するなど健やかに老いるための方策を早急に実現するよう提言する。